

クレチン症全国調査のための、診断名の定義

および症例調査票（分担研究：スクリーニングの情報管理に関する研究）

猪股弘明¹⁾、新美仁男²⁾、青木菊麿³⁾

【要約】 来年度からマス・スクリーニングで発見されたクレチン症およびその周辺疾患の全国調査を総合母子保健センターで行うにあたり、診断名を統一するためにその定義を行った。そして、調査する項目を初回用調査票と継続用調査票とに分けて作成した。

【見出し語】クレチン症、診断名定義、マス・スクリーニング、全国調査

マス・スクリーニングで発見されたクレチン症および周辺疾患の全国調査は、厚生省研究班において、第8次調査まで行われている。また、その後は知能予後についての全国調査を行っている。いずれも全国の主な小児科への調査であった。来年度からは、先天代謝異常症の全国調査を実施している総合母子保健センターで行う予定である。全国調査実施に先立って、従来の全国調査や千葉県での調査などで経験している診断名の誤報告を無くすために、診断名の定義を行った。追跡調査票は従来の全国調査票よりも項目を最小限に少なくした。診断名定義および調査票の案は班会議にて検討を受けた。

クレチン症マス・スクリーニングでの診断名の定義

1. **クレチン症**
病型が確定しているクレチン症。あるいは、未確定ではあるが甲状腺剤の治療が行われている症例。

2. **一過性甲状腺機能低下症**
甲状腺機能低下を認めしたが、無治療または治療中止後に正常化したもの。または、精査時には血中甲状腺ホルモン値が正常であっても、機能低下の原因（母親の抗甲状腺剤投与、阻害型TBI、胎児影かなもの、新生児へのヨード大量暴露、など）が明らかなものは、本症とする。但し、クレチン症の病型が確定したものはクレチン症とする。

3. **乳児一過性高TSH血症**
①精査時に血清TSHが高値（精査施設で高値と判定したもの、スクリーニング濾紙血のみ高値のもの（TSH負荷試験で過大反応を呈するものは除く））。②乳児期にTSHが正常化する（RTH）。③甲状腺機能低下を引き起こす原因（前項参照）がない。④甲状腺エコー、または甲状腺シンチグラムおよび摂取率が異常がない。⑤抗TSH抗体の存在が否定される。以上を満すもの。

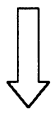
4. **クレチン症疑い**
上記疾患に該当せず、検査異常値が続いていて、経過観察中のもの。

5. **正常**
精査時に正常であったもの。その後、追跡しても異常なし、または臨床的にも機能低下症で発見されていないもの。

1) 帝京大学市原病院小児科 2) 千葉大学小児科 3) 総合母子保健センター



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



【要約】来年度からマス・スクリーニングで発見されたクレチン症およびその周辺疾患の全国調査を総合母子保健センターで行うにあたり、診断名を統一するためにその定義を行った。そして、調査する項目を初回用調査票と継続用調査票とに分けて作成した。